



2026年6月4日

各 位

会 社 名 クリヤマホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役CEO 小貫成彦
(コード番号 3355 東証スタンダード)
問合せ先 執 行 役 員 元木雄三
(TEL 06-6910-7013)

当社子会社に対する訴訟の和解及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社の連結子会社であるクリヤマジャパン株式会社（以下「クリヤマジャパン」といいます。）は、2025年6月23日付け「イタリアにおける当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました損害賠償請求訴訟について、以下の通り和解が成立しましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

2025年6月23日付け「イタリアにおける当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2025年1月20日付けでMONTURA S. R. L.（以下「MONTURA社」といいます。）から訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起され、2025年6月20日付けで本件訴訟に係る訴状の送達を受けておりました。本件訴訟はイタリア共和国の裁判所において審理が進められておりましたが、同裁判所の関与のもとで和解協議を進めた結果、和解をすることといたしました。

2. 和解の相手方の概要

(1)	名 称	MONTURA S. R. L.
(2)	所 在 地	Trento 138, Zanè, Vicenza, Italy
(3)	代表者の役職・氏名	Legal Representative: Marco Busa

3. 和解の内容

クリヤマジャパンがMONTURA社に対して和解金として1,156,195.00ユーロ（日本円にして、213,896,075円。1ユーロ185円で換算）を支払います。なお、和解内容の詳細に関しては、和解条項に含まれる秘密保持義務に基づき公開は差し控えさせていただきます。

4. 今後の見通し

2026年12月期第2四半期決算において、上記和解金を特別損失として計上予定です。なお、2026年2月13日に公表いたしました2026年12月期通期連結業績予想については現在精査中であり、開示すべき事実が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上